

平成24年第1回川本町議会定例会会議録

(最終日) 平成24年3月16日 午後2時00分開議

議 長	<p>定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。</p> <p>去る9日に開会されました、平成24年第1回定例会も本日、最終日となりました。</p> <p>連日、熱心にご審議をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>ただいまの出席議員数は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。</p>
々	<p>尚、お知らせしておきますが、6番瀬上議員より、本日欠席届が提出されておりますので報告致します。</p>
々	<p>それではただちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。</p>
々	<p>日程第1、「委員長報告」を議題と致します。</p> <p>予算特別委員会委員長から「委員会審査報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。3番瀬尻予算特別委員長。</p>
瀬尻予算 特別委員 長	(別添資料「委員会審査報告書」朗読)
議 長	<p>以上で、予算特別委員長の報告を終わります。</p>
々	<p>ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。</p>
々	<p>それではただ今、報告のありました各議案につきまして、これより討論を行います。</p>
々	<p>「議案第23号、平成24年度川本町一般会計予算」につきまして、討論はありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。討論を終結いたします。</p>
々	<p>「議案第24号、平成24年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」につきまして、討論はありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

- 議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 「議案第 25 号、平成 24 年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」につきまして、
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 「議案第 26 号、平成 24 年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 「議案第 27 号、平成 24 年度川本町簡易水道事業特別会計予算」につきまして、討
論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 「議案第 28 号、平成 24 年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」につつま
して、討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 それでは、これより採決に入ります。
この採決は、挙手により行います。
- 々 最初に「議案第 23 号、平成 24 年度川本町一般会計予算」に対する委員長報告は、
原案のとおり「可決」であります。
この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第 23 号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、「議案第 24 号、平成 24 年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」
に対する委員長報告は、原案のとおり「可決」であります。
この委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」でございます。
よって「議案第 24 号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、「議案第 25 号、平成 24 年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」に対
する委員長報告は、原案のとおり「可決」であります。
この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

- 議 長 よって「議案第25号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、「議案第26号、平成24年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」に対する委員長報告は、原案のとおり「可決」であります。
この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第26号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、「議案第27号、平成24年度川本町簡易水道事業特別会計予算」に対する委員長報告は、原案のとおり「可決」であります。
この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第27号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、「議案第28号、平成24年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」に対する委員長報告は、原案のとおり「可決」であります。
この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第28号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 以上で予算特別委員長の報告を終わります。
- 々 それでは次に、総務教民常任委員長から「陳情審査結果報告書」・「請願審査結果報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。
3番瀬尻総務教民常任委員長。
- 瀬尻総教
常任委員
長
議 長 (別添資料「陳情審査結果報告書」・「請願審査結果報告書」朗読)
以上で、総務教民常任委員長の報告を終わります。
- 々 それでは始めに「陳情第2号」に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。
これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「陳情第2号、こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書採

- 議 長 採択を求める陳情」に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。
この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「陳情第2号」は委員長報告のとおり「採択」することに「決定」しました。
- 々 次に、「請願第1号」に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「請願第1号、川本町民体育館を室内練習場として早急に改修を求める請願」に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。
この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「請願第1号」は委員長報告のとおり「採択」することに「決定」しました。
- 以上で、総務教民常任委員長の報告を終わります。
- 々 続いて、日程第2、「議案第4号、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「議案第4号、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第4号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第3、「議案第5号、川本町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長

では討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

「議案第5号、川本町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第5号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

日程第4、「議案第6号、川本町江の川下流域活性化事業積立金条例の制定について」の件を議題と致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

「議案第6号、川本町江の川下流域活性化事業積立金条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」でございます。

よって「議案第6号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

日程第5、「議案第7号、川本町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

「議案第7号、川本町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」でございます。

よって「議案第7号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

日程第6、「議案第8号、川本町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

「議案第8号、川本町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

- 議長 挙手「全員」であります。
よって「議案第8号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第7、「議案第9号、川本町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「議案第9号、川本町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第9号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第8、「議案第10号、川本町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「議案第10号、川本町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第10号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第9、「議案第11号、川本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について」の件を議題と致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「議案第11号、川本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第11号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第10、「議案第12号、川本町在宅介護支援センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」の件を議題と致します。

議 長

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

「議案第12号、川本町在宅介護支援センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第12号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

日程第11、「議案第13号、川本町高齢者等福祉サービス事業分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

「議案第13号、川本町高齢者等福祉サービス事業分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第13号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

日程第12、「議案第14号、川本町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

「議案第14号、川本町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第14号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

日程第13、「議案第15号、水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の制定について」の件を議題と致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

- 議 長 「議案第 15 号、水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第 15 号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第 14、「議案第 16 号、川本町スクールバス管理運行条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「議案第 16 号、川本町スクールバス管理運行条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第 16 号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第 15、「議案第 17 号、川本町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「議案第 17 号、川本町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第 17 号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第 16、「議案第 18 号、かわもと図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「議案第 18 号、かわもと図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第 18 号」は原案のとおり、「決定」しました。

議 長

日程第17、「議案第19号、平成23年度川本町一般会計補正予算（第5号）」の件を議題と致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

「議案第19号、平成23年度川本町一般会計補正予算（第5号）」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「多数」であります。

よって「議案第19号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

日程第18、「議案第20号、平成23年度川本町地域情報通信事業特別会計補正予算（第3号）」の件を議題と致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

「議案第20号、平成23年度川本町地域情報通信事業特別会計補正予算（第3号）」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第20号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

日程第19、「議案第21号、平成23年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」の件を議題と致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

「議案第21号、平成23年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第21号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

日程第20、「議案第22号、平成23年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」の件を議題と致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

議 長

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

「議案第22号、平成23年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第22号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

日程第21、「議案第29号、工事請負契約の変更契約の締結について」を議題と致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

「議案第29号、工事請負契約の変更契約の締結について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第29号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

日程第22、「議案第30号、川本町穀類乾燥調製施設の指定管理者の指定について」の件を議題と致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

「議案第30号、川本町穀類乾燥調製施設の指定管理者の指定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第30号」は原案のとおり、「決定」しました。

々

日程第23、「議案第31号、川本町公衆便所の指定管理者の指定について」の件を議題と致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

「議案第31号、川本町公衆便所の指定管理者の指定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

議 長 よって「議案第31号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 日程第24、「議案第32号、邑智郡総合事務組合規約の変更について」の件を議題と致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「議案第32号、邑智郡総合事務組合規約の変更について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第32号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 日程第25、「議案第33号、財産の所得の変更について」の件を議題と致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「議案第33号、財産の所得の変更について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第33号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 日程第26、「議案第34号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 執行部より提案理由の説明を求めます。番外東間総務課長。

番外東間
総務課長 (別添資料「議案第34号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の議案書により詳細説明)

議 長 以上で提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
9番小宮議員。

9番
小宮議員 課長にお尋ねを致します。この特別職の給与の件ですが、副町長さんの問題について1点お尋ねを致します。偶々、嶋田副町長さんは何も仰らないような気がしておりましたが、現実は今度お見えになる課長さんについても偶々、県での給与所得、それから我々個別にやられんですが、勿論、県職員の立場からしますと任命されると、そ

9番
小宮議員 　　れに従わなくてははいけないと思いますが、現実には普通の方なら敢えて給料が下がるよ
うな所へ来られるのでしょうか。そういう面を考えますと、この20%そのものが現居
られる県職の立場での給与所得と川本町の給与所得の違いについては、どのようにな
っておりますか。お尋ねを致します。

議 長 　　番外東間総務課長。

番外東間
総務課長 　　県職の給与については把握しておりません。

議 長 　　9番小宮議員。

9番
小宮議員 　　命令されればおそらく何も文句を言わずにここにご着任になった事と思いますが、
現実に県職の立場でのお給料と言いますか所得と言いますか、それが果たして十分、
副町長についての立場の県職からお見えになる県での給与所得に対して、果たして納
得されて、納得されてっていう訳にはいきませんが、当然、命令されれば来られた
訳でしょう。それで私は少し心配しているのは、やはり可成り県職の皆さんの給与よ
りは低いんじゃないかと思うのですが、その辺については分かりませんか。

議 長 　　番外嶋田副町長。

番外嶋田
副町長 　　お尋ねの件でございますけれども、県職員の派遣という事で、派遣をされる前のい
ろいろなポジションにも依りまして給与の年額というのは違うんですけれども、私の
例をとって見た場合に、こちらの副町長に來させていただきますと、年収としてはや
はり明らかな額は申しませんけれども数十万円上回る年収を頂戴するような格好にな
っております。今度、この後、議題で予定されておりますけれども、私の後任者をお
選びいただく訳ですけれども、その方につきましても私が承知している限りでも今度
ここの副町長を就任されますと、年額として数十万円上回るだけの報酬を頂戴するよ
うな格好になっております。従いまして、勿論、打診をされる時には、そういった条
件面も引くくめて承知の上でこちらに來させていただきますので、今のこの副
町長の給料の額の水準については妥当なものであるというふうに考えております。

議 長 　　9番小宮議員。

9番
小宮議員 　　偶々こういう問題を副町長がお答えいただいたんでありがとうございました。失礼
があつてはいけないので、勿論こちらへ着任の時には貴方も若かったし、3年余り努
めておられるのですが、今度、來られる方は51歳で來られますので、その事をちょ
っとお尋ねしたいと思ひました。どうもすみませんでした。ありがとうございました。

議 長 　　他にございますか。
（「ありません」の声あり）

々 　　質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

議 長 | これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
 これより「採決」に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
 「議案第34号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
 よって「議案第34号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 | 日程第27、「議案第35号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 | 執行部より提案理由の説明を求めます。番外東間総務課長。

番外東間
総務課長 | (別添資料「議案第35号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の議案書により詳細説明)

議 長 | 以上で提案理由の説明を終わります。

々 | これより質疑を行います。質疑はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
 これより討論を行います。討論はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
 これより「採決」に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
 「議案第35号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
 よって「議案第35号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 | 日程第28、「議案第36号、川本町企業立地支援緊急貸付条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 | 執行部より提案理由の説明を求めます。番外森川産業振興課長。

番外森川
産業振興
課長 | (別添資料「議案第36号、川本町企業立地支援緊急貸付条例の一部を改正する条例の制定について」の議案書により詳細説明)

- 議 長 以上で提案理由の説明を終わります。
これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「議案第36号、川本町企業立地支援緊急貸付条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第36号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 日程第29、「議案第37号、副町長の選任について」の件を議題と致します。
- 々 執行部より提案理由の説明を求めます。番外三宅町長。
- 番外
三宅町長 (別添資料「議案第37号、副町長の選任について」の議案書により詳細説明)
- 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。
- 々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「議案第37号、副町長の選任について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第37号」は原案のとおり、「同意」されました。
- 々 ここで、暫く休憩をさせていただきます。 (午後 2時47分)
- 々 会議を再開を致します。 (午後 2時48分)
ただいま、副町長に選任されました「野坂一弥^{のさかかずや}さん」に、ご挨拶をいただきたいと思っております。
- (野坂一弥新副町長 議場入場)

議 長 | それでは、「野坂一弥さん」、壇上へご登壇の上、ご挨拶をお願い致します。

野坂一弥
新副町長 | 一言ご挨拶を申し上げます。私は島根ブランド推進課、野坂一弥でございます。先ほどは私の人事案件に掛かります議案に皆様から選任同意をいただきまして誠にありがとうございます。その職責に身の引き締まる思いでいっぱいでございます。私事でございますが、隣町の旧邑智郡桜江町大貫で生まれ育ちまして、父親の勤務の関係で本町三原で小学校に上がります前の幼少の4年間を過ごした記憶を昨日の事のように思い出しているところでございます。選任されました暁には、こういったご縁も大事にしなが町長を補佐し、議会の皆様、町民の皆様と一緒に、そして職員一丸となって町政の振興、更には住民福祉の向上に努めて参る所存でございます。特に県行政に於きましては長らく産業振興に携わりました関係から、その点でお力沿いになればというふうにも考えております。今後ともどうぞ宜しくご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議 長 | ありがとうございました。それでは退場していただいて結構でございます。

(野坂一弥新副町長 議場退場)

々 | 以上で、ご挨拶を終わります。

々 | それでは、会議を再開します。(午後 2時51分)

々 | 日程第30、「議案第38号、監査委員の選任について」の件を議題と致します。

々 | 執行部より提案理由の説明を求めます。番外三宅町長。

番外
三宅町長
議 長 | (別添資料「議案第38号、監査委員の選任について」の議案書により詳細説明)
住所をもう一回訂正をして下さい。ちょっと260と仰ったんで269だと思います。

番外
三宅町長 | 住所を訂正させていただきます。中垣和夫さんの住所でございますが、島根県邑智郡川本町大字因原269番地在住でございます。失礼しました。

議 長 | 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 | これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
 これより「採決」に入ります。
 この採決は、「挙手」により行います。
 「議案第38号、監査委員の選任について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
 よって「議案第38号」は原案のとおり、「同意」されました。

々 ここで、暫く休憩をさせていただきます。 (午後 2時53分)

々 ただいま、監査委員に選任されました「中垣和夫^{なかがきかずお}さん」を、この議場にご案内をして、ご挨拶をいただきたいと思います。

(中垣和夫新監査委員 議場入場)

議 長 それでは、「中垣和夫さん」、壇上へ登壇の上、ご挨拶をお願いを致します。

中垣和夫 この度は、前倉前監査委員よりお引き受け致しました、因原の中垣和夫です。
 新監査委員 今後とも宜しくお願い致しますので、どうか宜しくお願い致します。

(中垣和夫新監査委員 議場退場)

議 長 以上で、ご挨拶を終わります。

々 それでは、会議を再開します。 (午後 2時54分)

々 日程第31、「議案第39号、教育委員会委員の任命について」の件を議題と致します。

々 執行部より、提案理由の説明を求めます。番外三宅町長。

番外 (別添資料「議案第39号、教育委員会委員の任命について」の議案書により詳細説明)
 三宅町長

議 長 以上で提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。
 9番小宮議員。

9番 町長さんに1点だけ確認とお尋ねを致したいと思います。教育委員会は新聞でご存知のとおり前任者は皆さんお辞めになって可成り組織が新しくなります。当然、松井

9番
小宮議員 紹憲氏においても又、後に出てくるお二人についても教育行政については初めての経験だと思います。そこで教育行政というのは非常に大事な事があると思います。それでお互いに新しい方ばかりが出てこられて、勿論5人の皆さんで今後のいろいろな活動をされる中で専任事項ですかお任せするのはしても良いのですが、この中でやっぱり教育行政のプロって言いますか、過去いろいろ教育行政に対して熱心なご指導をいただいたりいろんな学識経験者の中でも、そういう方はたくさんいらっしゃると思うのですが、この度はそういう方が一人も入っておられません。この点について町長のご判断をお尋ねしたいと思います。

議 長 番外三宅町長。自席からで結構です。
（「自席からでいいです」の声あり）

番外
三宅町長 この度、教育委員の選任にあたりまして私もそうした法律の面からもいろいろ検討して参りました。先ずはこの教育委員の要件を定めた法律が地方教育行政法の第4条で要件がございます。そうした中で25歳以上の云々がありますが、要は教育学術及び文化に関し執権を有する者という事でございます。必ずしもここではこの教職員を経験した人というような表現にはなっていないという条文の中でありまして、そうした中で一番大切なところはどのようなところかというような学説等もございまして、そうした中ではこの地域の教育を考える場合この教職経験者という意見は確かに貴重なものであるが、それが全てではないと。そしてこの学識経験者という者は必ずしも教育経験者ではなくて、この情熱を持った方がこのそれぞれの地域にはたくさんいらっしゃるという事で敢えてここのそうした法律の要件の中で、この教職経験者に限るといようなものを表現していないというような解釈であるといところも法律の中で解釈されるといところを勉強しております。そうした中で今回、選任にあたりましては従来の慣行にとらわれず、この地域の住民の代表としてこの教育行政に深い関心を持ち、又、熱意を持っている方を優先して考えたところでございます。そして又、現場の意見等々も踏まえる中で、この度この教育委員として適任であると、私が認めましたお方を今日、提案させていただいているという事でございます。ご理解のほどよろしくお願い致します。

議 長 9番小宮議員。

9番
小宮議員 今、町長の力強いご説明を聞きまして安心を致しました。あとお二人の方はご推薦で出て来られるので間違いのないと思います。良く分かりました。ありがとうございます。

議 長 他に質疑はございますか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「議案第39号、教育委員会委員の任命について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第39号」は原案のとおり、「同意」されました。

々 日程第32、「議案第40号、教育委員会委員の任命について」の件を議題と致します。

々 執行部より、提案理由の説明を求めます。番外三宅町長。

番外
三宅町長 (別添資料「議案第40号、教育委員会委員の任命について」の議案書により詳細説明)

議 長 以上で提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
9番小宮議員。

9番
小宮議員 今、町長の説明で非々委員長さんの申し出があったと、この梶さんが非々委員長の
代わりをおやりになるんですか。

議 長 番外三宅町長。

番外
三宅町長 この度、提案しているのは教育委員の提案でございまして、このそれぞれの委員長、
教育長等に付きましては教育委員会の中での選任という格好になって参ります。

議 長 9番小宮議員。

9番
小宮議員 今、非々委員さんと仰っていますが、原田委員さんもお辞めになっているから、お
二人の方のお名前を出されて連記されて出されれば問題は無かったと思います。それで
今これは何れにしても新しい人ばかりが委員になられて何方かという。教育長は
松井さんにおそらくなるだろうと。あと新しい人が何方が委員長になられるか分かり
ませんが、しっかりやっていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

議 長 他に質疑はございますか。
5番青木議員。

5番
青木議員 梶 醇さんは今、江津在住だと思いますけども、こちらの方へ住民票がある分でも
推薦をされたんじゃないかと思えますけども、その点は如何ですか。

議 長	番外三宅町長。
番外 三宅町長	住民票の件でございますが、この教育委員の要件には住所地が云々というのは要件には入っておりません。はい。
議 長	他に質疑はございますか。 (「ありません」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。 これより討論を行います。討論はありませんか。 (「ありません」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。 これより「採決」に入ります。 この採決は、「挙手」により行います。 「議案第40号、教育委員会委員の任命について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。 挙手「全員」であります。 よって「議案第40号」は原案のとおり、「同意」されました。
々	日程第33、「議案第41号、教育委員会委員の任命について」の件を議題と致します。
々	執行部より、提案理由の説明を求めます。番外三宅町長。
番外 三宅町長	(別添資料「議案第41号、教育委員会委員の任命について」の議案書により詳細説明)
議 長	以上で提案理由の説明を終わります。
々	これより質疑を行います。質疑はありませんか。 (「ありません」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。 これより討論を行います。討論はありませんか。 (「ありません」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。 これより「採決」に入ります。 この採決は、「挙手」により行います。 「議案第41号、教育委員会委員の任命について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。 挙手「全員」であります。 よって「議案第41号」は原案のとおり、「同意」されました。
々	次に、日程第34、「発議第1号、川本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

議 長 提出者から提案理由の説明を求めます。7番圓山議員。

7番
圓山議員 発議第1号、川本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。
平成24年3月16日提出。
提出者、川本町議会議員、圓山達雄。賛成者、川本町議会議員、小宮七郎。賛成者、川本町議会議員、瀬上康浩。賛成者、川本町議会議員、青木和昭。賛成者、川本町議会議員、飯田武則。賛成者、川本町議会議員、瀬尻 亨。賛成者、川本町議会議員、片岡通泰。賛成者、川本町議会議員、植田昌平。
提案理由でございますが、町財政事情の厳しい状況を鑑み、平成14年から報酬月額を5%削減。平成16年4月から平成19年3月までカット率は15%に改定し、更に平成19年4月から平成23年3月までは20%の削減を行ってきました。ただ依然として厳しい状況ではございますが、地方議会議員が安心して公務に専念できるよう又、将来的にも多様で優秀な人材を得ていく為にも、その環境整備の一貫として平成23年4月に削減を10%緩和し、平成24年4月には復元する予定となっております。しかしながら少子高齢化の進展、そして今後も厳しい財政状況が続くと予測される中であって、議会としても復元は時期早々であり、平成25年3月まで10%削減を続けるべきとの意見集約をみたところであります。
附則として、公布日から施行するものであります。以上です。

議 長 以上で提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
これより討論を行います。討論はありますか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
これより「採決」に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
「発議第1号、川本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「発議第1号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々 次に、日程第35、「発議第2号、こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書の提出について」の件を議題と致します。

々 提出者から提案理由の説明を求めます。3番瀬尻議員。

3番

瀬尻議員

発議第2号、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書」の提出について。

上記の議案を別紙のとおり川本町議会会議規則第13条の規定により提出致します。

平成24年3月16日提出。

提出者、川本町議会議員、瀬尻 亨。賛成者、川本町議会議員、片岡通泰。川本町議会議員、植田昌平。

ページを捲っていただきまして、意見書の内容について読み上げさせていただきます。

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書。

今の日本は、「国民のこころの健康の危機」と言える状況にある。

それは、平成23年7月6日に厚生労働省が、4大疾病（がん、脳卒中、心臓病、糖尿病）に新たに精神疾患を加えて5大疾病とする方針を決めたことにも表れている。

この背景には、平成20年の患者調査で、糖尿病患者数237万人、がん患者数152万人などに対し、精神疾患の患者数は323万人と最も多く、国民に広く関わる疾患となっていること、また、毎年3万人を超える自殺者の9割には何らかの精神疾患に罹患していた可能性があるとされているためである。

平成20年度から21年度にかけて厚生労働省は、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」を設け、現状を網羅的に明らかにし、今後の望まれる施策を報告した。この報告をもとに、当事者・家族、医療福祉の専門家及び学識経験者による「こころの健康政策構想会議」が設立され、平成22年5月に「こころの健康政策についての提言書」を厚生労働大臣に提出した。

この提言書の中で、精神医療改革、精神保健改革、家族支援を軸として、国民すべてを対象とした、こころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めている。

よって、政府及び国会におかれては、国民のこころの健康の増進を図るため、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を早急に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日。島根県邑智郡川本町議会。

以上でございます。

議 長

以上で提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

- 議 長 「発議第2号、こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書の提出について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「発議第2号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 次に、日程第36、「閉会中の継続審査・調査の申し出について」の件を議題といたします。
各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配布しておりますとおり、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出がありますので、この申し出のとおり審査・調査が終了するまで閉会中の継続審査とする事に、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。よってそのように「決定」致しました。
- 々 次に、日程第37、「議員派遣の件について」の件を議題と致します。
お手元に配付しておりますとおり、議員派遣することにご異議はございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。よってそのように「決定」致しました。
- 々 次に、日程第38、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。
- 番外 平成24年第1回定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。
三宅町長 議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、去る3月9日から本日まで提案させていただきました各議案につきまして、慎重にご審議を賜り、しかも各議案全て原案どおり議決・同意をいただきました事につきまして厚く御礼申し上げます。又、会期中の本会議並びに委員会審議を通じまして賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分その意を呈しまして今後の町政運営の中で検討を重ねながら取り組んでいきたいと考えている次第でございます。間もなく新年度を迎える訳でございますが、議員各位におかれましては、この4年間、川本町政に対しまして熱い思いを持って大所高所から兼摂的なご意見、ご提言をいただきました。改めてお礼申し上げます。今後とも健康に十分ご留意いただきまして本町発展の為、一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
- 議 長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。
- 々 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了致しました。
- 々 尚、ここで、この度退任されます嶋田副町長、坂根教育長、前倉代表監査委員に退任のご挨拶をお願いしたいと思います。

議 長

それでは嶋田副町長からお願い致します。

嶋田
副町長

それでは一言ご挨拶を申し上げます。本年度をもちまして副町長を退任致しまして県に復帰する事になりました。今日まで温かく接していただきました町民の皆様はもとより、時に厳しいご批判をいただき、又、時に力強い励ましや応援をいただきました町議会の皆様に対し心からお礼を申し上げます。特に議会関係に於きましては「議事録のホームページ公開」でありますとか、それから「まげなネット」での議会中継等、町民に開かれた議会運営につきまして、いろいろご提案をさせていただきましたけれども、議員の皆様には真摯に受け止めていただきまして、積極的なご理解やご協力をいただき実現しているところがございます、にも関わりませず、私の議会对応に於きまして、時として失礼な言動があったり致しまして、議員の皆様には大変不愉快な思いをされた事もあったかと思えます。その点につきまして心からお詫びを申し上げますと共に私の未熟さ不器用さに免じてお許しを願いたいと思えます。この3年間を振り返ってみますと、世界的な経済金融危機の最中に着任致しまして、政権交代、それから東日本大震災の勃発、原発事故など大変大きな出来事がありました。この間の数次に亘ります経済対策、それから地方財政対策など他律的な対策につきましては幸運にもそれなりに上手く対応できたのではないかなと思っております。一方、川本の最重要課題でございます自立的な対策とでも申しますか、定住対策の関係でございますけれども、こちらにつきましては、これと言って特出できる成果を出せず申し訳なく思っております。先ほど小宮議員の方から副町長の報酬の額がどうなのかというご質問がございましたけれども、一般論と致しましては妥当な額だというふうに先ほどお答えさせていただいたのですが、私個人に当てはめてどうなのかという事を考えますと、川本の町民の皆さんにとりましては高いレンタル料を払っていただいたのではないかなというふうに反省をしているところでございます。現在、川本町では第5次の総合計画を策定中でございますけれども、新しい三宅町長の下で全町民一丸となって定住対策の成果を出していただきます事を心から期待を申し上げます次第でございます。私の公務員人生の中で市町村行政の現場に関わらせていただきました事は、たいへん掛け替えのない貴重な経験となりました。住民に身近な行政として如何に住民の皆さんから頼りにされ、熱い期待を寄せられているかという事を肌身を持って実感をさせていただいたところでございます。今後どういう形でご恩返しができるか分かりませんが、県行政の中で市町村がしっかりと住民生活を支えられるようなそういった機能を発揮していただくよう一生懸命サポートさせていただきたいと思っております。終わりになりますけれども4月には町議会議員選挙が予定されております。再選を目指される皆様のご当選をお祈り申し上げますと共に、川本町議会の今後益々のご発展をお祈り申し上げましてご挨拶と致します。本当にお世話になりました。

議 長

ありがとうございました。

々

続きまして、坂根教育長お願いを致します。

坂根
教育長

それでは退任にあたりまして一言、先ず持って議会の皆様方にお礼を申し上げたいと思います。私は平成16年から8年間在任期間でございました。平成16年、正に川本町が合併せず単独行政を目指すという、そういう本当に見通しのきかないそういう時期で就任させていただいたところでございます。私は当初、教育長になった時に先ず頭にありましたのは良い教育をする為には、きちっとした教育基盤、このものを整えなければならないというその上に立った教育をやろうというそういう基本理念を持っておりました。その事が幼稚園の廃止であり、そして今回の学校統合という事でもございました。又この事に依って川本町で生まれた子供達が幼児教育、それから初等中等教育これを得て高校を出たときにしっかりと逞しく社会を歩いていく力をつけてやるという教育環境を作ってやりたいという、そういう思いがございました。例えそういう子供達が川本町をいったん出ると致しましても、又、再び川本に帰って将来の川本を担ってくれるというそういった子供達を育てるような教育環境をこういうものを作ってみたいものだなという、そういう夢を持っておりました。今回、学校統合も終わりましたけれども、又、学校教育を行うにつけての学校の先生をサポートする人、或いは課題を持つ子供達の支えるサポートする制度・人、こういった事もきちんと今回整備する事が出来ました。その他にも学校教育以外にも音戯館、平成10年にオープンしましたが、ずっと問題を抱えておりました途中、文化振興財団の解散という非常に残念な事もございました。しかしこのものも現在の指定管理者という新しい制度で又出発する事になりました。中等教育の高校支援の問題に付きましても邑南町除く全ての方面にスクールバスを配置するという、そして又ソフト事業もこれから軌道に乗るというそういうところまでやって参りました。私はこうして大きな当初10年先を見据えたものが、ほぼ大きな問題がここで片付きましてこれからはいよいよ教育の本番次のステージに立ったなと言うそういう事を感じまして、これで私の使命は終わったと、このように決断を致しました。そして今回、辞表を提出したとこういう訳でございます。いろいろと議会の中では皆様方に右往左往いろいろとご心配をお掛けした事は多々あったように思います。3期8年間、ご承認をいただきました議員の皆様方には心からお礼を申し上げます。たいへんありがとうございました。ありがとうございます事でご挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

議 長

ありがとうございました。

々

続いて、前倉代表監査委員お願いを致します。

前倉代表
監査委員

失礼致します。この度、任期途中ではございますが、今月、3月31日をもって監査委員を辞職させていただき事となりました。2年間という短い期間ではございましたが、大変お世話になりありがとうございました。就任当初は民間と若干違う面もございまして、多少戸惑いも感ずるところもございましたけれども、いろいろとご指導を仰ぎながら事務レベルの段階まで一歩踏み込んで勉強させていただきました。時には発注工事に伴います工事の進捗状況等、又、所有財産の管理状況等々に於きましては、現地調査も実施させていただき、いろいろな面で勉強ばかりではございませ

前倉代表
監査委員 | たけれども万全とまではいきませんが精一杯お勤めをさせていただきました事は感謝に堪えません。これも一重に執行部の方々、議会の皆様方のご協力によるものと改めてお礼を申し上げまして簡単ではございますが退任の挨拶とさせていただきます。たいへんありがとうございました。

議 長 | お三方には、たいへんお世話になりました。ありがとうございました。

々 | 去る3月9日、平成24年第1回定例会が開催されて以来、ご熱心に審議を賜り、本日をもって平成24年度予算・人事案件の同意が得られましたこと、議長として厚く御礼を申し上げます。

議場において皆様と顔を合わせることは、本日をもって最後となると思いますが、この4年間、町議会の運営が円滑に本日まで参りましたことを皆様と共に喜びたいと存じます。

来る4月24日をもって任期が満了致しますが、再出馬されない議員におかれましては、今後、健康に留意されまして川本町発展の為、今後もご指導、ご協力あらんことを切にお願い申し上げます。

再出馬を予定されている議員におかれましては、来る選挙に於きまして、全員が当選の栄位を得られ、再びこの議場に顔を合わせられるよう、努力、奮闘をお祈り申し上げ簡単ではございますが、議長としてのお礼のご挨拶と致します。

々 | これをもちまして、平成24年第1回川本町議会定例会を閉会致します。
ご苦勞様でございました。

(午後 3時35分)

この会議録は、川本町議会事務局長 鉦 英俊 が記載したもので、その内容において、
正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員